様式第１４

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×審査結果 |  |
| × |  |
| ×許可番号 |  |

**猟銃等工場等移転許可申請書**

　　　　　　　　年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　　様

住　　所

名　　称

代表者名

　下記の通り猟銃等の工場（事業場・店舗）の移転の許可を受けたいので、申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 工場（事業場・店舗）の  名称および所在地 |  |
| 移転後の工場（事業場・店舗）の名称および所在地 |  |
| 移転する理由 |  |
| 移転後の工場（事業場・店舗）における製造のための設備の概要および保管のための設備の明細 |  |
| 移転の完了の予定期日 |  |
| 猟銃等の製造（販売）の  事業の許可番号 |  |

　　備　考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　２　×印の欄は記載しないこと。

（別紙）

事 業 計 画 書

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　在　　地 | TEL ( ) |
| 代表者 | TEL ( ) |
| 名称 |  |
| ※製造(販売)する  猟銃等の種類 |  |
| ※製造(販売)するための  設備の内容 |  |
| ※製 造 の 方 法  月間販売予定数 |  |
| ※主な販売先  主な猟銃等の仕入れ先 |  |
| 従業員数と従業員名 |  |

※不要部分を２本線で消すこと

猟 銃 等 保 管 計 画 書（例）

別紙

１　猟銃等は別添図面のとおり、店舗内に設置した保管庫に必ず保管します。

２　保管庫は別添図面のとおり、警報装置を取り付けた鋼板製の保管庫及び陳列ケースを使用します。

３　保管庫に保管する猟銃等（最大保管予定数量）

　　収容能力以上の銃は、在庫保管しません。

４　警報・警鳴装置

（１）形式（型式）

（２）接点設置場所

（３）設置場所（警報装置の取り付け位置）

（４）配線

別添、事業場内の見取り図及び保管庫の図面のとおり。

５　非常時の通報体制

ア　地元警察署

名　称

住　所

電　話

イ　警備会社（民間通報者）

名　称

住　所

電　話

６　その他

ア 盗難等に十分注意し、必要以外の保管庫は常に施錠しておきます。また、店舗内が無人になるときは店舗への入口各所は施錠し、警報・警鳴装置を必ずセットします。

イ 猟銃等の出し入れは管理者及び従業員以外は行いません。また、関係者以外の前で不必要な出し入れは行いません。

ウ 猟銃の管理には常に注意を図り、その出入りついては必ず帳簿に記載します。

エ 従業員以外の出入り口は１カ所とし、常に監視できるようにします。

オ 従業員には、盗難予防等保安教育を徹底します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 千葉県収入証紙貼付用紙 | | | | | |
| 金　　　　額 | 申 請 の 種 類 | | | ※　整 理 番 号 | |
| 金　　　，　　　円 | 猟銃等工場等移転許可 | | | ― | |
| ※申 請 年 月 日 | 申請者の住所・事業所名（氏名） | | | | |
| 年 　月 　日 |  | | | | |
| 証　紙　貼　付　欄 | | | | | |
|  | | こ  の  欄  に  は  貼  付  し  な  い  こ  と |  | | こ  の  欄  に  は  貼  付  し  な  い  こ  と |

注　意　１ 収入証紙は割印しないこと。

２　※の欄は記入しないこと。

３　収入証紙売場は中庁舎地下１階売店にあります。